

改 正 案	現 行
<p>（法第三百四十八条第七項の非課税独立行政法人等） 第五十一条の十六の三（略）</p> <p>2 法第三百四十八条第七項に規定する政令で定める土地は、民法第三十四条の法人で総務大臣が指定するものから無償で借り受けて独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）<u>第十条第一項第一号</u>に規定する業務の用に供する土地とする。</p>	<p>（法第三百四十八条第七項の非課税独立行政法人等） 第五十一条の十六の三（略）</p> <p>2 法第三百四十八条第七項に規定する政令で定める土地は、民法第三十四条の法人で総務大臣が指定するものから無償で借り受けて独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）<u>第十条第一号</u>に規定する業務の用に供する土地とする。</p>

改 正 案

現 行

（他の法令の準用）

第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 四十四（略）

四十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項

四十六 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）第四十八条第一項及び附則第四条第九項

四十七 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第

三条第一項及び第四条の五

四十八（略）

四十九（略）

五十（略）

五十一（略）

五十二（略）

五十三（略）

五十四（略）

五十五（略）

五十六（略）

五十七（略）

五十八（略）

五十九（略）

（他の法令の準用）

第二十二條 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 四十四（略）

四十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項

四十六 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条、第

三条第一項及び第四条の五

四十七（略）

四十八（略）

四十九（略）

五十（略）

五十一（略）

五十二（略）

五十三（略）

五十四（略）

五十五（略）

五十六（略）

五十七（略）

五十八（略）

2
·
3
六十
(略)

2
·
3
五十九
(略)